

(答申別添資料)

環境保全推進計画部会大気環境保全専門委員会 審議内容

1	千葉市の大気汚染状況の常時監視に係る現状	1
2	千葉市の常時監視に係る課題	1
3	今後の効果的な大気汚染状況の常時監視体制の考え方	2
検討資料 1	大気汚染状況の常時監視体制の現状	4
検討資料 2	千葉市の大気環境濃度の推移等	5
検討資料 3	現行の常時監視体制の見直し	1 2
検討資料 4	微小粒子状物質の測定地点の選定等	1 4
検討資料 5	市民意見募集の実施結果の概要及び意見に対する考え方	1 5
大気環境保全専門委員会	委員名簿	1 7
大気環境保全専門委員会	審議経過	1 7

1 千葉市の大気汚染状況の常時監視に係る現状

現在、千葉市では、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 22 条及びダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 26 条の規定による大気の汚染の状況の常時監視として、27 か所の測定局において 6 項目の大気汚染物質の測定及び気象の観測を、6 地点において 19 項目の有害大気汚染物質の測定を、10 地点においてダイオキシン類の測定をそれぞれ実施している。

これにより、千葉市の大気汚染状況及び各種対策の効果の把握や、市民への情報提供等を行うとともに、大気汚染防止対策のための基礎資料を得ている。

【参考】検討資料 1 千葉市の大気汚染状況の常時監視体制

2 千葉市の常時監視に係る課題

(1) 監視体制の効率化

千葉市の測定局は、主要な固定発生源の周辺や幹線道路の沿道に重点的に配置され、その当時における深刻な大気汚染状況に対処してきたところであるが、法・条例による規制等の効果により、現在の大気汚染状況はおおむね改善され、良好な状態が維持されている。このことから、測定局に係る地域的な配分、これまでの大気汚染状況等を考慮した上で、監視機能に支障のない範囲において測定局の統廃合を行い、監視体制の効率化を図ることが適当である。

【参考】検討資料 2 千葉市の大気汚染状況

(2) 環境基準未達成の大気汚染物質に係る監視の強化

光化学オキシダントによる大気汚染状況については、大気中濃度（年平均値）が漸増又は横ばいの傾向にあり、環境基準未達成の状況が続いていること、光化学スモッグ

グによると思われる健康被害が発生していることから、市民の安全をより一層図るため、監視を強化する必要がある。

(3) 微小粒子状物質に係る監視体制の整備

微小粒子状物質に係る環境基準が設定され、常時監視の対象項目として微小粒子状物質が規定されたことから、微小粒子状物質による大気汚染状況を把握するため、既存の測定局を活用し、監視体制を円滑に整備する必要がある。

3 今後の効果的な大気汚染状況の常時監視体制の考え方

(1) 監視体制の効率化（測定局（地点）の統廃合）

ア 一般局に関する統廃合の考え方

主に次の観点から、測定局ごとに存続に関する優先順位を決定し、順位の低い数か所の測定局を廃止とする。

	観 点	統廃合に関する評価
1	行政区ごとの配分	地域における自排局を含めた測定局の均等な配分や人口集中地域に配慮し、市民にわかりやすい情報提供を行うため、各区に少なくとも2局となるよう、測定局を存続させる（美浜区は従来の1局を存続させる）。
2	大気環境濃度の解析	測定項目ごとの大気環境濃度を解析し、測定局の特徴や測定局間のデータの類似傾向により評価する。
3	大気汚染状況	過去3年間における大気汚染状況や環境基準の未達成状況を評価する。
4	測定局の設置環境	地形や建築物の影響による地域代表性の状況などを評価する。
5	固定発生源の状況	中央区内の主要な固定発生源周辺の測定局及びその後背地を評価する。

イ 自動車排出ガス測定局（自排局）に関する統廃合の考え方

複数種類の道路の監視や大気汚染状況などの観点から、測定局ごとに存続に関する優先順位を決定し、順位の低い数か所の測定局を廃止とする。

ウ ダイオキシン類

次の観点から、4か所の測定地点を廃止とする。

	観 点	統廃合に関する評価
1	行政区ごとの配分	市民の方にわかりやすい情報提供を行うため、各区に少なくとも1局となるように配慮する。
2	大気環境濃度の解析	過去10年間の大気環境濃度について測定地点間の相関分析を行い、その結果から測定地点を統廃合する。
3	大気汚染状況	過去3年間における大気汚染状況や環境基準の未達成状況を評価する。

(2) 光化学オキシダントの監視の強化

光化学オキシダントの測定地点数を現状の9地点から11地点とし、監視体制を強化する。

(3) 微小粒子状物質の監視

ア 測定地点（自動測定機の設置場所）

既存の測定局を利用し、測定局の屋上に設置する。

イ 自動測定機の整備計画

国が定めた基準により算定した、千葉市の望ましい測定地点数は9であることから、平成22年度からの3か年計画（各年度3台）で、自動測定機を順次整備する。

その後の整備については、微小粒子状物質の大気汚染状況の実態などを踏まえた上で、必要に応じて検討する。

ウ 選定する測定局の種別及び配分

一般局を選定するほか、微小粒子状物質の発生に自動車排出ガスの寄与が認められていることから、自排局も選定の対象とする。また、一般局と自排局の選定数の配分は、一般局7局、自排局2局とする。

エ 一般局に関する選定の考え方

次の観点から、一般局ごとの優先順位付けを行い、順位の高い方から選定する。

	観 点	選定に関する評価
1	行政区ごとの配分	市内全域の大気汚染状況を把握するとともに、市民の方にわかりやすい情報提供を行う。地域における測定局の均等な配分に配慮し、各行政区から少なくとも1地点（6局）を選定する。
2	自動測定機の設置条件	屋上が使用できる測定局などを評価する。
3	SPM による大気汚染状況	過去3年間のSPM濃度や環境基準の未達成状況を評価する。
4	固定発生源の状況	中央区内の主要な固定発生源を考慮し、中央区については2地点を選定する。

オ 自排局に関する選定の考え方

次の観点から、自排局ごとの優先順位付けを行い、順位の高い方から選定する。

	観 点	選定に関する評価
1	複数種類の道路の監視	複数種類の道路を監視対象とするよう選定する。
2	「エ 2・3」と同じ	「エ 2・3」と同じ

カ 3か年計画での自動測定機の整備に関する優先順位の考え方

一般局・自排局の選定数のバランスに配慮し、上記観点による測定局ごとの評価結果を総合的に考慮して決定する。

(4) 新たな常時監視体制への移行時期について

現在整備されている自動測定機の残存使用年数、テレメータシステムの契約更新時期（平成25年3月）を考慮し、平成25年度に新たな常時監視体制に移行できるよう、平成23年度から順次、測定局などの統廃合、自動測定機の配置換えなどを実施する。

【参考】検討資料3 現状の常時監視体制の見直し

【参考】検討資料4 微小粒子状物質の測定地点の選定等

【参考】検討資料5 市民意見募集の実施結果

＜一般環境大気測定局（一般局）＞（大気汚染状況を常時監視するための測定局であって、自動車排出ガス測定局以外のもの）

地点 番号	測定局名	所在地	測定局設置 年度	用途地 域	（一般環境大気測定局）										
					測定項目										
					二 酸 化 硫 黄	窒 素 酸 化 物	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	一 酸 化 炭 素	炭 化 水 素	有 害 大 気 汚 染 物 質	ダ イ オ キ シ ン 類	気象		
													風 向 ・ 風 速	温 度 ・ 湿 度	日 射 ・ 放 射 収 支
					SO ₂	NO _x	SPM	O ₃	CO	HC					
1	千草台小学校	稲毛区天台5-11-1	S43	住	○	○	○								
2	末広中学校	中央区末広2-10-1	S45	住	○	○	○			○	○		○	○	
3	寒川小学校	中央区寒川町1-205	S46	住	○	○	○	○					○		
4	福正寺	中央区今井1-13-24	S46	住	○	○	○				○	○	○	○	
5	蘇我中学校	中央区白旗1-5-3	S45	住	○	○	○						○	○	
6	蘇我保育所	中央区蘇我2-3-18	S47	住	○	○	○						○		
7	松ヶ丘小学校	中央区松ヶ丘町580	S46	住	○	○	○						○		
8	明德学園	中央区南生実町1403	S42	住	○	○	○	○		○			○	○	
9	臨海ドライブイン	中央区浜野町1025-624	S43	準	○	○	○						○	○	
10	大宮小学校	若葉区大宮台7-8-1	S43	住	○	○	○	○		○			○		
11	千城台北小学校	若葉区千城台北1-4-1	S46	住	○	○	○	○				○			
12	桜木小学校	若葉区桜木3-26-1	S46	住	○	○	○	○		○			○	○	
13	山王小学校	稲毛区山王町121	S46	住	○	○	○					○	○	○	
14	花見川第一小学校	花見川区花見川4-1	S46	住	○	○	○	○		○		○	○	○	
15	宮野木	稲毛区宮野木町996-9	S48	住	○	○	○	○					○	○	○
16	検見川小学校	花見川区検見川町3-322-23	S44	住	○	○	○	○		○			○		
17	都公園	中央区都町2-14	S50	住	○	○	○						○		
18	土気	緑区大椎町1251-316	S51	住	○	○	○	○		○			○		
19	真砂公園	美浜区真砂1-11	S53	住	○	○	○				○	○	○		
20	泉谷小学校	緑区おゆみ野中央4-3	H19	住	○	○	○						○		
a	千葉市水道局	緑区平川町2210	-	-							○	○			
b	千葉市埋蔵文化財調査センター	中央区南生実町1210	-	-								○			
c	千葉市塵芥污水处理場	若葉区谷当町630	-	-								○			
d	千葉市農政センター	若葉区野呂町714-3	-	-								○			
測定局数					20	20	20	9	0	7	4	9	19	9	1

○…測定を行っていることを示す（空欄は測定していない）（※a～dは、一般環境大気測定局ではない。）

＜自動車排出ガス測定局（自排局）＞

（自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近において大気汚染状況を常時監視するための測定局）

地点 番号	測定局名	所在地	測定局設置 年度	用途地 域	（自動車排出ガス測定局）										
					測定項目										
					二 酸 化 硫 黄	窒 素 酸 化 物	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	一 酸 化 炭 素	炭 化 水 素	有 害 大 気 汚 染 物 質	ダ イ オ キ シ ン 類	気象		
													風 向 ・ 風 速	温 度 ・ 湿 度	日 射 ・ 放 射 収 支
					SO ₂	NO _x	SPM	O ₃	CO	HC					
21	千葉市役所	中央区千葉港1-1	S45	商	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
22	真砂	美浜区真砂5-1	S58	商		○	○		○	○			○		
23	葭川	中央区中央2-1-1	S45	商	○	○	○		○	○					
24	千草	稲毛区千草台2-1359-1	S49	住		○	○		○	○					
25	検見川	花見川区検見川町3-370-22	S55	住		○	○		○	○			○		
26	宮野木	花見川区宮野木台4-521-1	S55	住		○	○		○	○	○		○		
27	幕張西	美浜区幕張西6-52	S55	住		○	○		○	○			○		
測定局数					2	7	7	0	7	6	2	1	5	1	0

○…測定を行っていることを示す（空欄は測定を行っていない）

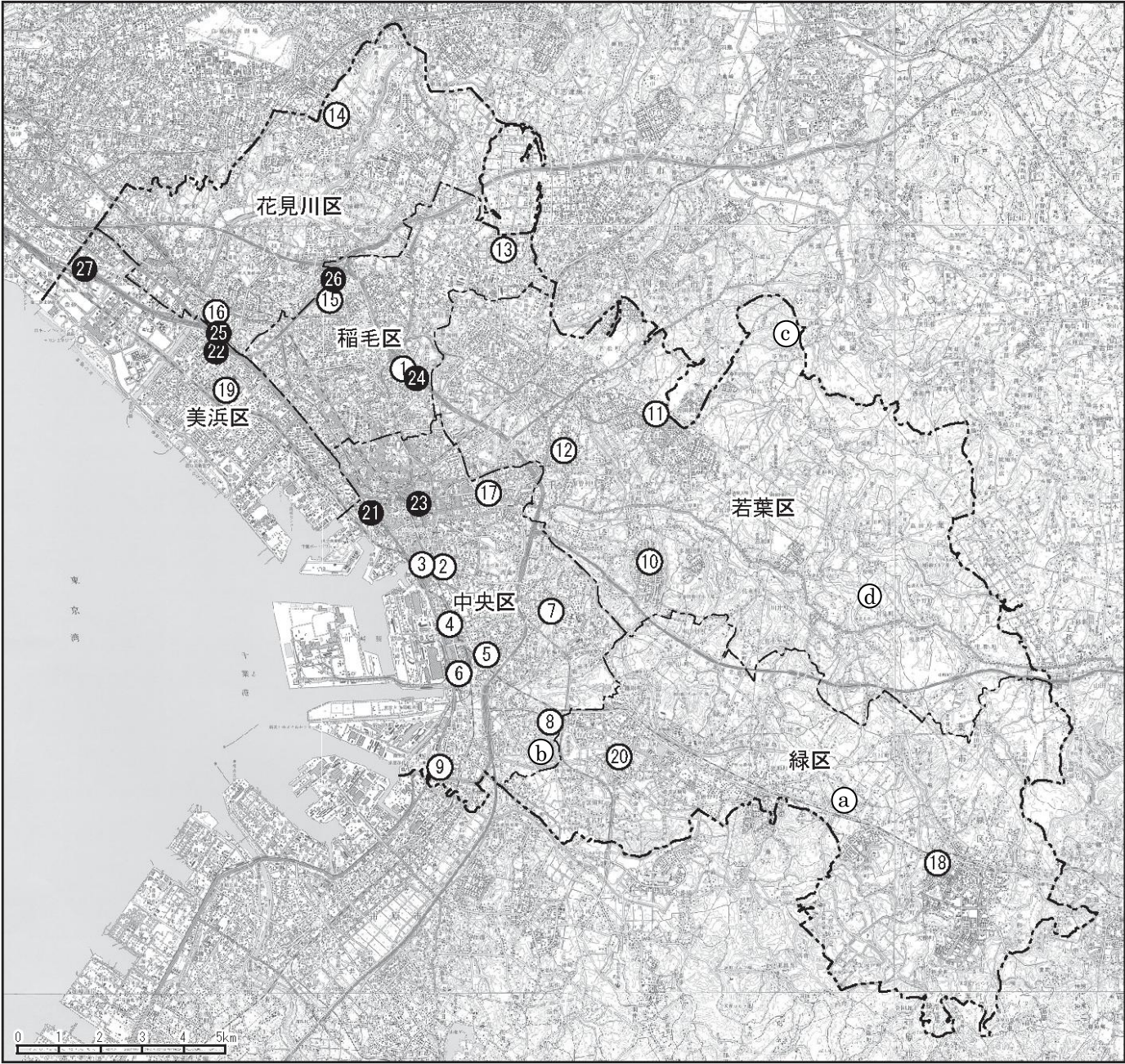


図 現在の測定局（地点）の位置

○…一般環境大気測定局（一部を除く）
●…自動車排出ガス測定局
（数字及び記号は、上表内の地点番号を表す）

＜左表内における用語について＞

- ・用途地域は都市計画法による。略記は次のとおり。
住：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
準：準工業地域
商：近隣商業地域及び商業地域

千葉市の大気環境濃度の推移等

1 二酸化硫黄

二酸化硫黄の有効測定局による測定局の種別ごとの年平均値の推移は図 1 に示すとおりであり、濃度は緩やかに低下し、近年では横ばいの傾向にある。

環境基準は、昭和54年以降、全測定局で達成している。

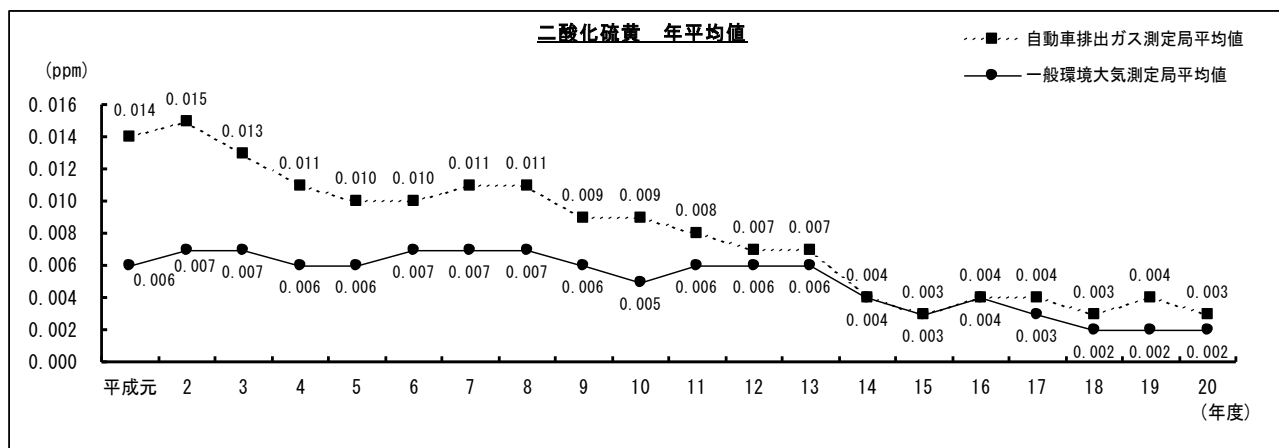


図 1 二酸化硫黄の年平均値の推移

※二酸化硫黄に係る環境基準及び評価方法

環境上の条件	測定方法	評価方法（長期的評価）
1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法 又は 紫外線蛍光法	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いを行わない。

2 二酸化窒素

二酸化窒素の有効測定局による測定局の種別ごとの年平均値の推移は図2に示すとおりであり、濃度は平成元年度以降緩やかな上昇又は横ばい傾向であったが、平成10年度以降では緩やかな低下傾向にある。これには、自動車NO_x・PM法による車種規制や八都県市の条例によるディーゼル車の運行規制の対策による効果が考えられる。

環境基準の達成率(※)は、表2-1に示すとおり、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)では平成元年度以降、10年度を除いて100%となっている。自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)では11年度以降、18年度と20年度を除いて100%となっている。

また、環境目標値の達成率は、表2-2に示すとおり、一般局では15～19年度には40～55%の範囲で推移し、20年度では95%となっている。自排局では0%が継続している。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{※達成率 (\%)} \cdots \frac{\text{環境基準 (目標値) を達成した測定局数}}{\text{有効測定局数}} \times 100 \end{array} \right\}$$

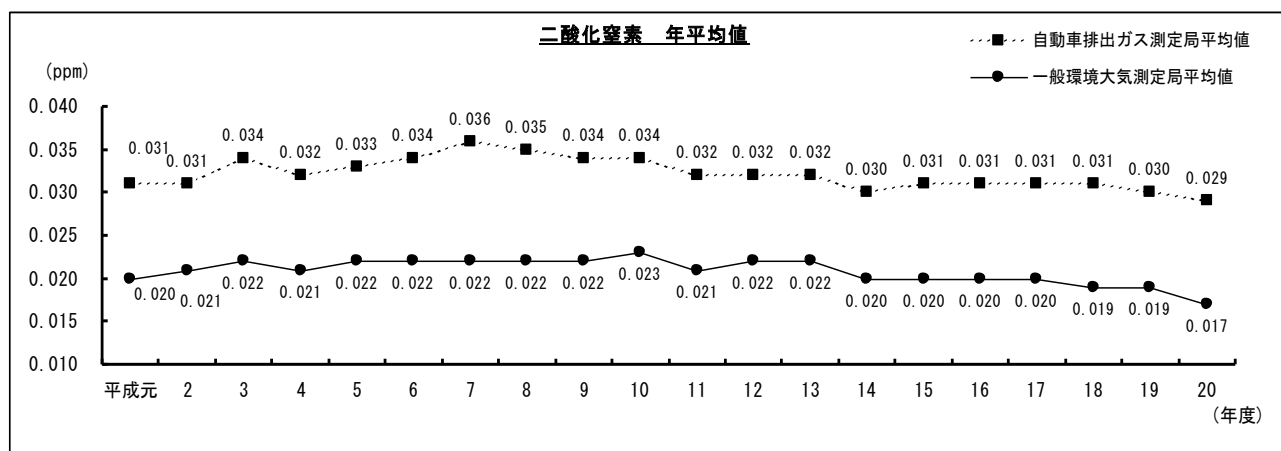


図2 二酸化窒素の年平均値の推移

表2-1 二酸化窒素の環境基準達成率の推移

年度	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	平成20年度達成局数
一般環境大気測定局	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	80%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	20/20
自動車排出ガス測定局	83%	67%	57%	100%	57%	71%	57%	57%	43%	0%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	86%	100%	86%	6/7

表2-2 二酸化窒素の環境目標値達成率の推移

年度	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	平成20年度達成局数
一般環境大気測定局	24%	5%	5%	19%	14%	24%	19%	5%	5%	0%	15%	30%	20%	32%	55%	55%	50%	53%	40%	95%	19/20
自動車排出ガス測定局	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0/7

※二酸化窒素に係る環境基準及び評価方法

環境上の条件	測定方法	評価方法(長期的評価)
1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%目に相当するもの(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。

備考) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。

※二酸化窒素に係る千葉市環境目標値及び評価方法

目標値	評価方法
1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。 ただし、当面は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素に係る環境基準の評価方法(長期的評価)に準じて実施している。

3 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の有効測定局による測定局の種別ごとの年平均値の推移は図3に示すとおりであり、濃度は低下傾向にある。これには、自動車NO_x・PM法による車種規制や八都県市の条例によるディーゼル車の運行規制の対策による効果が考えられる。

環境基準の達成率は、表3に示すとおり、一般局では、平成15年度から上昇し、19・20年度には100%となっている。自排局では、15年度以降100%となっている。

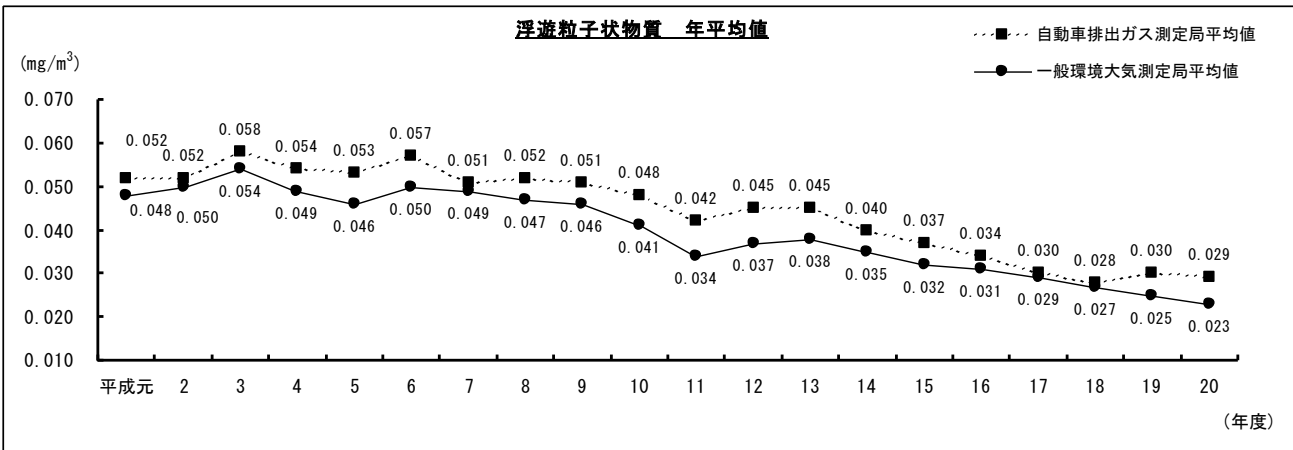


図3 浮遊粒子状物質の年平均値の推移

表3 浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移

年度	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	平成20年度 達成局数
一般環境大気 測定局	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	5%	25%	0%	95%	30%	21%	95%	100%	100%	89%	100%	100%	20/20
自動車排出ガス 測定局	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	86%	0%	0%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	7/7

※浮遊粒子状物質に係る環境基準

環境上の条件	測定方法	評価方法（長期的評価）
1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合、このような取扱いは行わない。

4 光化学オキシダント

光化学オキシダントの有効測定局による年平均値（昼間（5時～20時）時間帯）の推移は図4に示すとおりであり、平成元年度以降、濃度は緩やかに上昇し、近年では横ばいの傾向にある。

平成元年度以降、環境基準は、全測定局で達成していない。

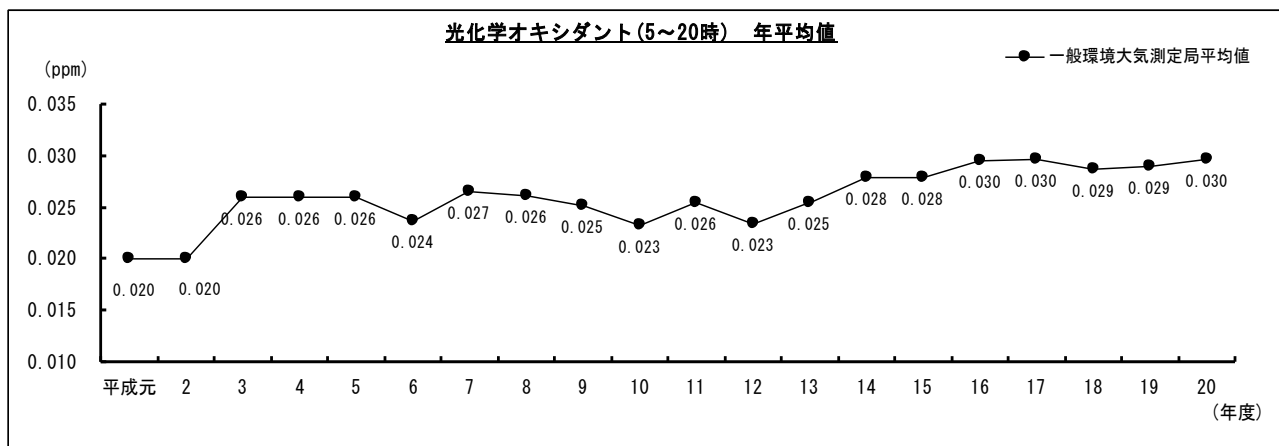


図4 光化学オキシダントの年平均値（昼間（5時～20時）時間帯）の推移

※光化学オキシダントに係る環境基準

環境上の条件	測定方法	評価方法（短期的評価）
1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての各1時間値を環境基準と比較してその評価を行う。

5 一酸化炭素

一酸化炭素の有効測定局による年平均値の推移は図5に示すとおりであり、濃度は緩やかな低下傾向にある。

環境基準は、昭和48年以降、全測定局で達成している。

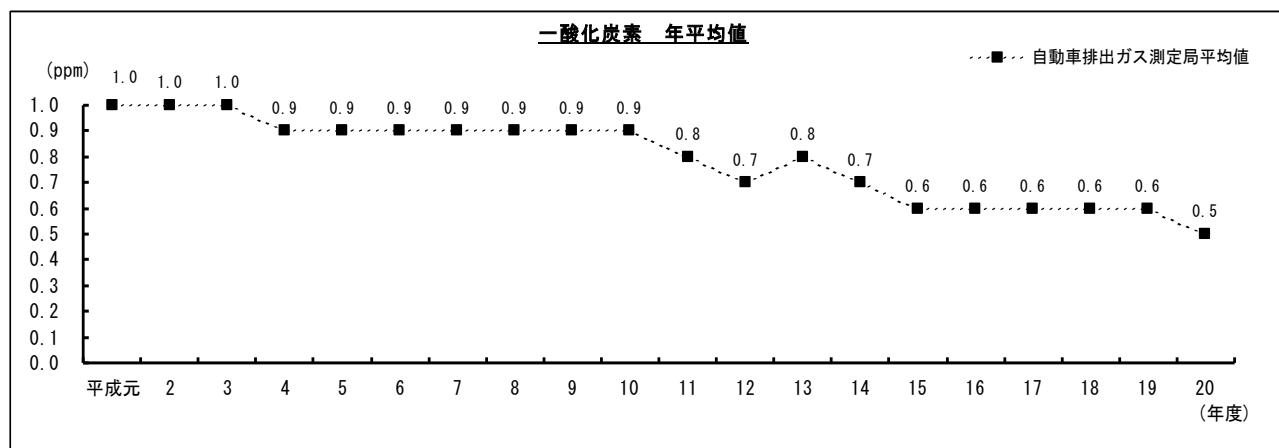


図5 一酸化炭素の年平均値の推移

※一酸化炭素に係る環境基準

環境上の条件	測定方法	評価方法（長期的評価）
1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いを行わない。

6 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素の有効測定局による測定局の種別ごとの年平均値（6時～9時の3時間平均値）の推移は図6に示すとおりであり、濃度は低下傾向にある。

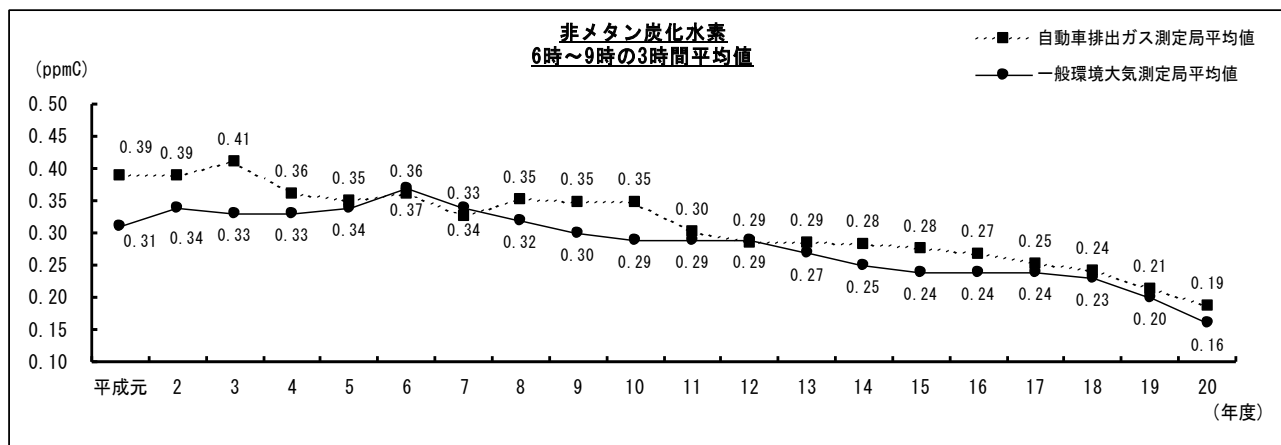


図6 非メタン炭化水素の年平均値（6時～9時の3時間平均値）の推移

※光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

7 有害大気汚染物質（ダイオキシン類を除く）

有害大気汚染物質のうち環境基準及び指針値が設定されている物質に係る全地点平均値による年平均値の推移はそれぞれ図7-1、図7-2に示すとおりである。

各物質とも年度により濃度の増減が見られるものの、環境基準が設定されている物質については、ベンゼンの一部の年度を除いて環境基準を達成しており、指針値が設定されている物質については、いずれも指針値を下回る濃度水準である。

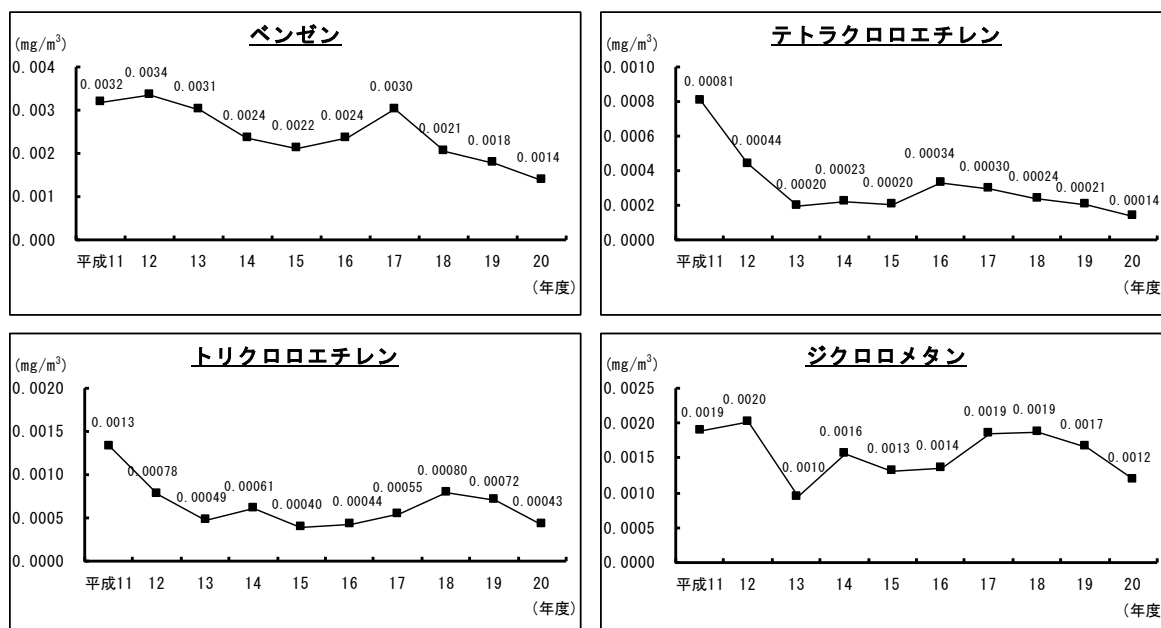


図7-1 有害大気汚染物質（環境基準が設定されている物質）の年平均値（全地点平均）の推移

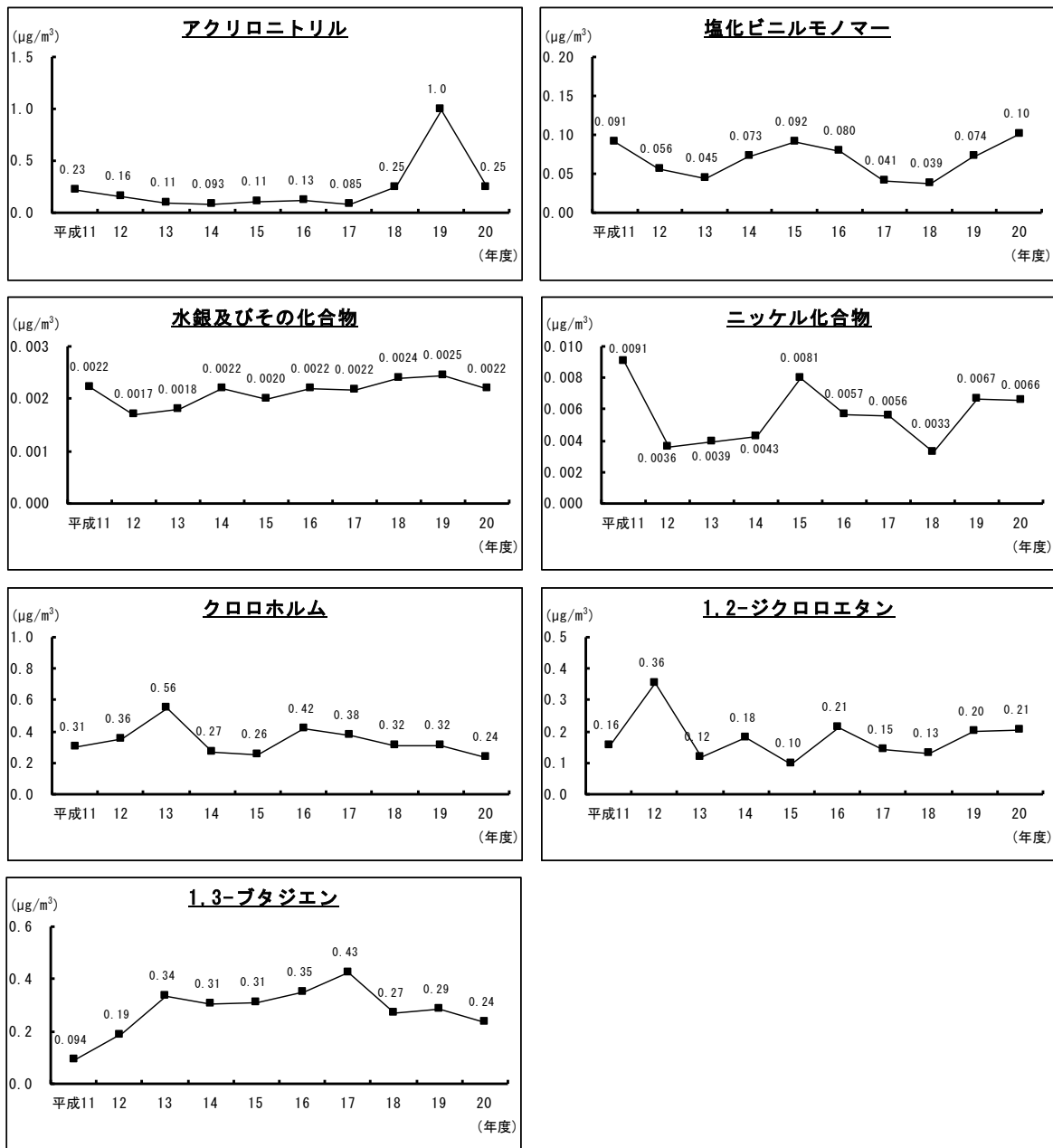


図7-2 有害大気汚染物質（指針値が設定されている物質）の年平均値（全地点平均）の推移

※ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準及び評価方法

物質	環境上の条件	測定方法	評価方法（長期的評価）
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m³以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	同一地点で連続24時間サンプリングした測定値(原則月1回以上)を算術平均した年平均値により評価を行う。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m³以下であること。		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m³以下であること。		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m³以下であること。		

※環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

物質	指針値
アクリロニトリル	年平均値2 µg/m³以下
塩化ビニルモノマー	年平均値10 µg/m³以下
水銀	年平均値0.04 µgHg/m³以下
ニッケル化合物	年平均値0.025 µgNi/m³以下
クロロホルム	年平均値18 µg/m³以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値1.6 µg/m³以下
1,3-ブタジエン	年平均値2.5 µg/m³以下

8 ダイオキシン類

ダイオキシン類の全地点平均値による年平均値の推移は図8に示すとおりであり、濃度は低下傾向にある。これには、廃棄物焼却炉に係る基準の強化やダイオキシン類対策特別措置法による対策の効果が考えられる。

環境基準は、平成11～20年度において全地点で達成している。

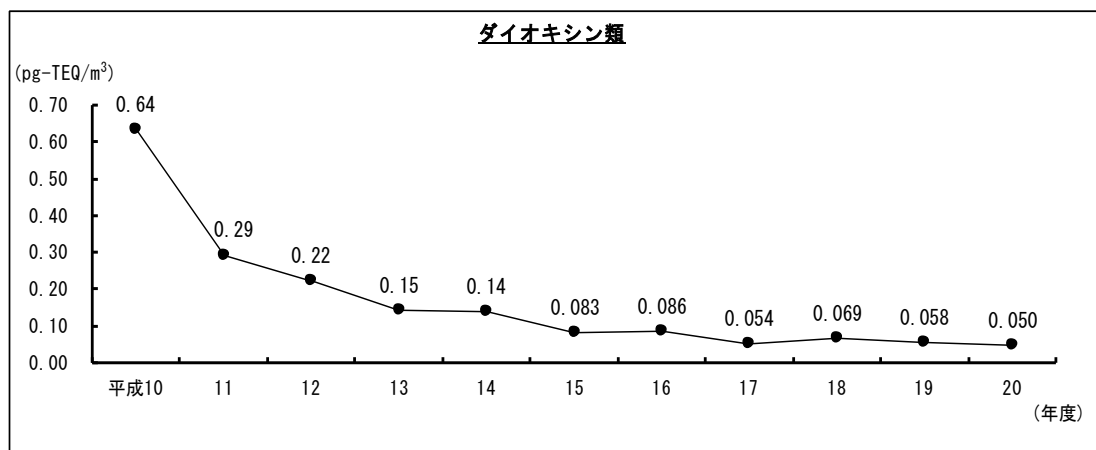


図8 ダイオキシン類の年平均値（全地点平均）の推移

※ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法	評価方法（長期的評価）
大気	0.6 pg-TEQ/m³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	同一測定点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

現行の常時監視体制の見直し（案）

1. 大氣污染物質(二酸化硫黃等) 常時監視体制

測定局 種別	測定局番号 通し 番号		測定局名称	行政区ごとの配分(※1)			大気環境濃度の解析(※2)					大気汚染状況(※3)								環境基準等の達成状況(※4)										設置環境 (※5) (10点)	測定 項目数 (10点) (※6)	固定発生源 (近接度合) (※7) (10点)	評価点 合計 (110 点)	全体 優先 順位	行政区内		近傍測定局の状況(※8)	摘 要	結果							
				行政区	人口 分布 度合	人口 増減 傾向	評価 (5点)	NO ₂ (A～D)	評価 (10点)	OX (A/B)	評価 (10点)	SPM (A～D)	評価 (10点)	NO ₂ 濃度年平均値(ppb)				SPM濃度年平均値(μg/m ³)				SO ₂ 短期的評価			NO ₂ 環境目標値			SPM短期的評価																		
														19 年度	20 年度	21 年度	平均	評価 (10点)	19 年度	20 年度	21 年度	平均	評価 (10点)	19 年度	20 年度	21 年度	評価 (5点)	19 年度	20 年度						21 年度	評価 (10点)				19 年度	20 年度	21 年度	評価 (5点)			
一般環境大気測定局	1	2	末広中学校	中央	4	135%	5	A	1	未測定 (Aと 推定)	1	A	1	19	17	16	17	6	24	22	21	22	2	○	○	○	0	×	○	○	3	○	×	×	3	支障 なし	10	7	近い	8	47	5	4	3寒川小、4福正寺、5蘇我中、6蘇我保、7松ヶ丘小、17都公園、21市役所(自排)、24霞川(自排)	近接している優先測定局(寒川小学校:距離500m)において、一体的・効果的な監視を行うことが可能である。	△
2	3	寒川小学校	3		135%	3	A	1	A	1	B	1	22	19	18	20	8	25	24	22	24	6	○	○	○	0	×	○	○	3	○	○	×	2	支障 なし	10	6	近い	10	51	2	1	2末広中、4福正寺、5蘇我中、6蘇我保、7松ヶ丘小、17都公園、21市役所(自排)、24霞川(自排)	中央区の第1優先測定局として存続させる。また、地域におけるPM _{2.5} の汚染状況を把握する測定局である。	○	
3	4	福正寺	4		95%	3	A	1	未測定 (Aと 推定)	1	B	1	21	18	17	19	7	26	24	22	24	6	○	○	○	0	×	○	○	3	○	○	×	2	支障 なし	10	6	近い	10	50	3	2	2末広中、3寒川小、5蘇我中、6蘇我保、7松ヶ丘小、17都公園、21市役所(自排)、24霞川(自排)	中央区の第2優先測定局として、また寒川小学校及び福正寺とともに中央区の主要発生源周辺地域の監視を充実させるため、存続させる。	○	
4	5	蘇我中学校	4		85%	3	A	1	未測定 (Aと 推定)	1	A	1	20	18	17	18	6	21	22	20	21	1	○	○	○	0	×	○	○	3	○	○	×	2	支障 なし	10	3	近い	8	39	10	5	2末広中、3寒川小、4福正寺、6蘇我保、7松ヶ丘小、8明德、9臨海	近接している優先測定局(蘇我保育所:距離700m)において、一体的・効果的な監視を行うことが可能である。	△	
5	6	蘇我保育所	3		115%	3	A	1	未測定 (Aと 推定)	1	B	1	21	19	18	19	7	23	24	21	23	4	○	○	○	0	×	○	○	3	×	×	×	5	支障 なし	10	5	近い	10	50	3	2	2末広中、3寒川小、4福正寺、5蘇我中、7松ヶ丘小、8明德、9臨海	中央区の第2優先測定局として存続させる。また、地域におけるPM _{2.5} の汚染状況を把握する測定局である。	○	
6	7	松ヶ丘小学校	4		85%	3	B	1	未測定 (Bと 推定)	1	B	1	17	15	14	15	4	24	23	21	23	4	○	○	○	0	○	○	○	0	○	○	×	2	支障 なし	10	3	後背地	2	31	16	9	2末広中、3寒川小、4福正寺、5蘇我中、6蘇我保、8明德、10大宮小、17都公園		△	
7	8	明德学園	2		95%	2	B	1	B	1	C	5	15	13	12	13	3	28	28	22	26	10	○	○	○	0	○	○	○	0	×	○	×	3	支障 あり	2	5	後背地	2	34	15	8	5蘇我中、6蘇我保、7松ヶ丘小、20泉谷小	隣接事業所等の影響と考えられるデータの突発的異常が観察されている。	△	
8	9	臨海ドライブイン	3		105%	3	A	1	未測定 (Aと 推定)	1	B	1	22	20	18	20	8	26	25	22	24	6	○	○	○	0	×	○	○	3	○	×	×	3	支障 あり	2	3	比較的 近い	5	36	13	7	5蘇我中、6蘇我保、8明德	隣接する高層建築物の影響により、測定局周辺の広範囲にわたる汚染状況の把握が困難。	△	
9	17	都公園	3		105%	3	A	1	未測定 (Aと 推定)	1	B	1	20	18	17	18	6	26	24	22	24	6	○	○	○	0	×	○	○	3	○	○	×	2	支障 なし	10	3	後背地	2	38	12	6	2末広中、3寒川小、4福正寺、7松ヶ丘小、12桜木小、21市役所(自排)、23霞川(自排)	中央区北部の比較的人口の多い地域かつ主要固定発生源の後背地として存続させる。	○	
10	14	花見川第一小学校	花見川	5	85%	4	B	1	A	1	D	10	17	16	16	16	5	28	23	19	23	4	○	○	×	2	○	○	○	0	○	○	○	0	支障 なし	10	7	遠い	0	44	7	1	○	(なし)	花見川区の第1優先測定局として存続させる。	○
11	16	検見川小学校		5	85%	4	A	1	A	1	A	1	21	19	18	19	7	27	22	15	21	1	○	○	○	0	×	○	○	3	○	○	○	0	支障 なし	10	7	遠い	0	35	14	2	○	15宮野木、19真砂公園、22真砂(自排)、25検見川(自排)、26宮野木(自排)、27葛張西(自排)	花見川区の第2優先測定局として存続させる。	○
12	1	千草台小学校	稲毛	4	95%	3	C	5	未測定 (Bと 推定)	1	B	1	25	23	21	23	10	27	25	23	25	8	○	○	○	0	×	×	×	10	○	○	○	0	支障 あり	2	3	遠い	0	43	8	2	○	15宮野木、23霞川(自排)、24千草(自排)、26宮野木(自排)	近接する自排局(千草(自排))と測定データが同様の傾向を示す特殊性により、千草(自排)を存続させ、この地域における一体的・効果的な監視を図る。	△
13	13	山王小学校		4	105%	4	A	1	未測定 (Aと 推定)	1	A	1	21	18	17	19	7	28	23	23	25	8	○	○	○	0	×	○	○	3	○	○	○	0	支障 なし	10	4	遠い	0	39	10	3	○	(なし)	近傍測定局がなく、稲毛区北東部の監視を継続するため、存続させる。	○
14	15	宮野木		5	115%	5	C	5	A	1	B	1	24	22	20	22	9	26	24	22	24	6	○	○	○	0	×	○	×	7	○	○	×	2	支障 なし	10	7	遠い	0	53	1	1	○	1千草台小、16検見川小、19真砂公園、22真砂(自排)、24千草(自排)、25検見川(自排)、26宮野木(自排)	稲毛区の第1優先測定局として存続させる。	○
15	10	大宮小学校	若葉	2	95%	2	B	1	B	1	A	1	14	13	12	13	3	22	21	19	21	1	○	○	○	0	○	○	○	0	○	○	×	2	支障 なし	10	7	遠い	0	28	18	2	○	7松ヶ丘小	地域の均等的な配置のバランスの観点から、存続させる。	○
16	11	千城台北小学校		3	95%	2	B	1	B	1	A	1	16	14	13	14	4	24	23	20	22	2	○	○	○	0	○	○	○	0	×	○	×	3	支障 なし	10	6	遠い	0	30	17	1	○	12桜木小	若葉区の第1優先測定局として存続させる。	○
17	12	桜木小学校		3	105%	3	B	1	B	1	A	1	17	15	14	15	4	22	21	19	21	1	○	○	○	0	○	○	○	0	○	○	×	2	支障 なし	10	5	遠い	0	28	18	2	○	11千城台北小、17都公園	近傍測定局を存続させるため、地域の均等的な配置の観点から、廃止が可能。	△
18	18	土気	緑	3	85%	2	D	10	B	1	C	5	10	9	9	9	1	25	25	21	24	6	○	○	○	0	○	○	○	0	×	○	×	3	支障 なし	10	7	遠い	0	45	6	1	○	(なし)	緑区の第1優先測定局として存続させる。	○
19	20	泉谷小学校		3	150%	4	B	1	未測定 (Bと 推定)	1	A	1	14	12	11	12	2	23	20	19	21	1	○	○	○	0	○	○	○	0	○	○	×	2	支障 なし	10	3	遠い	0	25	20	2	○	8明德	緑区の第2優先測定局として存続させる。	○
20	19	真砂公園	美浜	5	85%	4	A	1	未測定 (Aと 推定)	1	A	1	20	18	17	18	6	25	21	21	22	2	×	×	○	3	×	○	○	3	○	○	×	2	支障 なし	10	7	遠い	0	40	9	1	○	15宮野木、16検見川小、22真砂(自排)、25検見川(自排)	美浜区の測定局として存続させる。	○

測定局種別	測定局番号	測定局名称	監視対象道路					大気汚染状況(※3)												環境基準等の達成状況(※4)										評価点 合計 (35点)	全 体 優 先 順 位	同 一 道 路 内 優 先 順 位	結果
			道路名称	行政区	交通量 24時間 (台)	交通量 昼間 12時間 (台)	大型 車混 入率 (%)	NO ₂ 濃度年平均値(ppb)				SPM濃度年平均値(μg/m ³)				NO ₂ 環境目標値				SPM短期的評価													
	通し 番号						19 年 度	20 年 度	21 年 度	平均	評価 (10点)	19 年 度	20 年 度	21 年 度	平均	評価 (10点)	19 年 度	20 年 度	21 年 度	評価 (10点)	19 年 度	20 年 度	21 年 度	評価 (5点)									
自動車排 出ガス測定局	21	21	千葉市役所	国道357号	中 央	57,175	39,703	24.8	37	40	31	36	10	28	28	26	27	5	×	×	×	10	○	○	×	2	27	1	1	○			
	22	23	葭 川	市道中央赤井町線	中 央	18,717	13,287	6.3	31	33	29	31	6	29	23	24	25	3	×	×	×	10	×	○	○	2	21	3	1	○			
	23	24	千 草	国道16号(京葉道路) 国道16号	稲 毛	97,747 /52,665	70,101 /36,167	27.0 /21.8	28	26	24	26	2	35	33	31	33	10	×	×	×	10	×	○	×	3	25	2	1	○			
	24	22	真 砂	東関東自動車道 /国道14号	美 浜	93,702 /52,999	65,577 /34,446	33.4 /24.0	29	28	26	27	3	32	33	22	29	6	×	×	×	10	○	○	×	2	21	3	1	○			
	25	25	検 見 川	東関東自動車道 /国道14号	花見川	93,702 /52,999	65,577 /34,446	33.4 /24.0	28	25	23	25	1	30	30	20	27	5	×	×	×	10	○	○	○	0	16	6	3	△			
	26	26	宮 野 木	東関東自動車道	花見川	93,702	65,577	33.4	32	28	26	28	4	28	31	21	27	5	×	×	×	10	○	○	○	0	19	5	2	○			
27	27	幕 張 西	東関東自動車道 /国道357号	美 浜	78,239 /50,028	53,380 /31,949	35.1 /29.1	27	24	23	24	1	25	22	20	22	1	×	×	×	10	○	○	×	2	14	7	4	△				

●評価点の算出について

○…存続 △…測定廃止が可能

※1	現在の周辺地域の人口分布の度合(平成17年国勢調査をもとに5段階に区分)に平成9～19年度の人口増減の傾向(千葉市住生活基本計画による)を乗じて得た数値に応じた相対的な評価点(当該数値の幅に1～5点を比例的に配分)を与えている。
※2	NO ₂ (20年度日平均値)、OX(18～20年度高濃度時の時間値)及びSPM(20年度日平均値)についてそれぞれクラスター分析を行った結果、同類となるグループごとにA～Dの記号を付している(ただし、OXが未測定の実地局においては、同グループに属するOX測定局の地域的な分布の傾向から推定。この記号はグループごとに便宜的に付しているものであり優先順位を表すものではない。)。グループごとに10点を与え、グループに属する測定局数で割った数値を各測定局の評価としており、また、SO ₂ は低濃度であることから、解析項目から外している。
※3	過去3年間(19～21年度)のNO ₂ ・SPMの年平均値(単位:ppb・μg/m ³)を平均した値(小数第1位四捨五入)に応じた相対的な評価点(測定局の種別ごとの最低値から最高値までに1～10点を比例的に配分)を与えている。
※4	過去3年間(19～21年度)の環境基準(環境目標値)を達成した年度を○、達成しなかった年度を×とし、×の数に応じて評価点を与えている。NO ₂ 環境目標値にあっては×の数3つなら10点、2つなら7点、1つなら3点を与え、SO ₂ (短期的評価)、SPM(短期的評価)及びOXにあっては3つなら5点、2つなら3点、1つなら2点を与えている。また、SO ₂ (長期的評価)、SPM(長期的評価)、CO(長期的・短期的評価)、有害大気汚染物質及びダイオキシン類は、過去3年間すべての地点において達成しているため省略。
※5	測定局の設置環境の妥当性の程度(地形や建築物の影響による地域代表性の確保状況等)を表す。
※6	測定を行っている項目数(PM _{2.5} ・降下ばいじん・アスベストを含む)につき1点を与えている。
※7	中央区の主要な固定発生源に近いものを10点又は8点、比較的近いものを5点、後背地にあたるものを2点としている。
※8	近傍測定局は、約3km圏内の測定局を表す。測定局名称欄の下線部は、約1km圏内の測定局を表す。

現行の常時監視体制の見直し（案）

2. ダイオキシン類 常時監視体制(※1)

測定地点名称(※2)	行政区ごとの配分	大気環境濃度の解析(※7) (相関の高い測定地点)		大気汚染状況(pg-TEQ/m ³)				環境基準の達成状況			存続・廃止	存続・廃止の主要な観点
		地点数	地点名称	19年度	20年度	21年度	平均	19年度	20年度	21年度		
1 福正寺	中央	2	千葉市役所(自排)、真砂公園	0.054	0.056	0.038	0.049	○	○	○	○	中央区の中で相関の高い測定地点が最も少ないことを重視し、存続させる。
2 千葉市埋蔵文化財調査センター※3		3	千葉市役所(自排)、福正寺、千葉市水道局	0.068	0.064	0.028	0.053	○	○	○	×	福正寺及び真砂公園との相関が高いことから、福正寺及び真砂公園を活用し、この地域における大気汚染状況の一体的・効果的な監視を図る。
3 千葉市役所(自排)		4	真砂公園、福正寺、千葉市埋蔵文化財調査センター、千葉市塵芥汚水処理場	0.052	0.058	0.036	0.049	○	○	○	×	福正寺及び真砂公園との相関が高いことから、福正寺及び真砂公園を活用し、この地域における大気汚染状況の一体的・効果的な監視を図る。 また、自動車排出ガスの影響と思われるような特段の高濃度状況は見られていない。
4 花見川第一小学校	花見川	2	山王小学校、真砂公園	0.052	0.056	0.035	0.048	○	○	○	○	花見川区における一般環境を継続して把握する地点として存続させる。
5 山王小学校	稲毛	2	花見川第一小学校、真砂公園	0.060	0.059	0.039	0.053	○	○	○	○	稲毛区における一般環境を継続して把握する地点として存続させる。
6 千城台北小学校	若葉	0	(なし)	0.054	0.043	0.046	0.048	○	○	○	○	若葉区の中で唯一、相関の高い測定地点がないことから、存続させる。
7 千葉市塵芥汚水処理場※4		5	千葉市役所(自排)、福正寺、千葉市水道局、真砂公園、千葉市埋蔵文化財調査センター	0.051	0.041	0.032	0.041	○	○	○	×	千葉市水道局との相関が高いことから、千葉市水道局を活用し、この地域における大気汚染状況の一体的・効果的な監視を図る。
8 千葉市農政センター※5		1	千葉市水道局	0.078	0.042	0.037	0.052	○	○	○	×	千葉市水道局との相関が高いことから、千葉市水道局を活用し、この地域における大気汚染状況の一体的・効果的な監視を図る。
9 千葉市水道局※6	緑	3	千葉市埋蔵文化財調査センター、千葉市塵芥汚水処理場、千葉市農政センター	0.063	0.034	0.035	0.044	○	○	○	○	緑区における一般環境を継続して把握する地点として存続させる。
10 真砂公園	美浜	5	千葉市役所(自排)、花見川第一小学校、山王小学校、福正寺、千葉市塵芥汚水処理場	0.048	0.046	0.032	0.042	○	○	○	○	美浜区における一般環境を継続して把握する地点として存続させる。

※1 ダイオキシン類は年2回、各々1週間(夏季・冬季、19年度までは4季)のサンプリングである。

※2 測定地点は、※3～※6以外の地点については、一般局・自排局と同地点である。

※3の所在地: 中央区南生実町1210。19年度春季までは明德学園測定局で測定。

※4の所在地: 若葉区谷当町630。16年度までは下泉水質観測局(若葉区下泉町)で測定。

※5の所在地: 若葉区野呂町714-3

※6の所在地: 緑区平川町2210

※7 平成11年度～20年度の年平均値をもとに算出した相関係数が0.9以上の測定地点を示す。

微小粒子状物質の測定地点の選定等（案）

測定局種別	通し番号	測定局番号	測定局名称	測定局が所在する行政区	設置条件 (※1) (5点)		SPM濃度年平均値(μg/m ³)(※2)					SPM濃度2%除外値(μg/m ³)(※3)					環境基準の達成状況(※4)				固定発生源 (近接度合) (※5) (5点)	評価点 合計 (25点)	全体 優先 順位	区内 優先 順位	PM _{2.5} の 設置 (※6)	備 考	
							19 年 度	20 年 度	21 年 度	平 均	評価 (5点)	19 年 度	20 年 度	21 年 度	平 均	評価 (5点)	SPM短期的評価			評価 (5点)							
																	19 年 度	20 年 度	21 年 度								
一般環境大気測定局	1	2	末広中学校	中央	支障なし	5	24	22	21	22	1	62	57	49	56	2	○	×	×	3	近い	4	15	5	5		
	2	3	寒川小学校		支障なし	5	25	24	22	24	4	67	60	52	60	4	○	○	×	2	近い	5	20	2	2	● (23年度)	中央区に追加的に設置する1局とする(固定発生源周辺地域)。
	3	4	福正寺		支障あり	2	26	24	22	24	4	63	64	55	61	4	○	○	×	2	近い	5	17	3	3		屋上が狭く、設置する場合は対策が必要。
	4	5	蘇我中学校		支障なし	5	21	22	20	21	1	59	58	48	55	2	○	○	×	2	近い	4	14	7	6		
	5	6	蘇我保育所		支障なし	5	23	24	21	23	2	62	60	52	58	4	×	×	×	5	近い	5	21	1	1	● (22年度)	中央区に設置する1局とする。
	6	7	松ヶ丘小学校		支障なし	5	24	23	21	23	2	65	61	52	59	4	○	○	×	2	後背地	1	14	7	6		
	7	8	明德学園		支障あり	2	28	28	22	26	5	64	59	48	57	2	×	○	×	3	後背地	1	13	10	8		屋上設置不可。
	8	9	臨海ドライブイン		支障あり	2	26	25	22	24	4	66	62	55	61	4	○	×	×	3	比較的 近い	3	16	4	4		高層建築物が近接している影響で、測定局周辺の広範囲にわたる汚染状況の把握が困難。
	9	17	都公園		支障あり	2	26	24	22	24	4	68	63	55	62	4	○	○	×	2	後背地	1	13	10	8		測定局のある公園からのボール飛来対策が必要。
	10	14	花見川第一小学校	花見川	支障なし	5	28	23	19	23	2	66	59	41	55	2	○	○	○	0	遠い	0	9	16	1	● (24年度)	花見川区に設置する1局とする。
	11	16	検見川小学校		支障なし	5	27	22	15	21	1	71	63	40	58	2	○	○	○	0	遠い	0	8	19	2		
	12	1	千草台小学校	稲毛	支障あり	2	27	25	23	25	5	78	68	57	68	5	○	○	○	0	遠い	0	12	12	3		高層建築物が近接している影響で、測定局周辺の広範囲にわたる汚染状況の把握が困難。
	13	13	山王小学校		支障なし	5	28	23	23	25	5	72	57	50	60	4	○	○	○	0	遠い	0	14	7	2		
	14	15	宮野木		支障なし	5	26	24	22	24	4	66	61	55	61	4	○	○	×	2	遠い	0	15	5	1	● (24年度)	稲毛区に設置する1局とする。ただし、平成23年度に測定局舎周辺で工事が行われる予定となっているため、設置は24年度とする。
	15	10	大宮小学校	若葉	支障なし	5	22	21	19	21	1	59	57	44	53	1	○	○	×	2	遠い	0	9	16	2		
	16	11	千城台北小学校		支障なし	5	24	23	20	22	1	69	61	46	59	2	×	○	×	3	遠い	0	11	14	1	● (23年度)	若葉区に設置する1局とする。
	17	12	桜木小学校		支障なし	5	22	21	19	21	1	57	53	45	52	1	○	○	×	2	遠い	0	9	16	2		
	18	18	土気	緑	支障なし	5	25	25	21	24	2	58	56	46	53	1	×	○	×	3	遠い	0	11	14	1	● (24年度)	緑区に設置する1局とする。
	19	20	泉谷小学校		支障あり	2	23	20	19	21	1	56	48	44	49	1	○	○	×	3	遠い	0	7	20	2		屋上設置不可。
	20	19	真砂公園	美浜	支障なし	5	25	21	21	22	1	63	51	50	55	4	○	○	×	2	遠い	0	12	12	1	● (22年度)	美浜区に設置する1局とする。

測定局種別	通し番号	測定局番号	測定局名称	測定局が所在する行政区	設置条件 (※1) (5点)		SPM濃度年平均値(μg/m³)(※2)					SPM濃度2%除外値(μg/m³)(※3)					環境基準の達成状況(※4)				評価点 合計 (20点)	全体 優先 順位	PM _{2.5} の 設置 (※6)		備 考
							19 年 度	20 年 度	21 年 度	平均	評価 (5点)	19 年 度	20 年 度	21 年 度	平均	評価 (5点)	SPM短期的評価			評価 (5点)					
																	19 年 度	20 年 度	21 年 度						
自動車排出ガス測定局	21	21	千葉市役所	国道357号	支障なし	5	28	28	26	27	4	64	66	59	63	4	○	○	×	1	14	2	○ (20年度)	環境省によるPM _{2.5} モニタリング 試行事業による自動測定機が 設置されている。	
	22	23	葭 川	市道 中央 赤井町線	支障なし	5	29	23	24	25	4	74	58	60	64	4	×	○	○	1	14	2			
	23	24	千 草	国道16号 (京葉道路)	支障なし	5	35	33	31	33	5	75	69	63	69	5	×	○	×	2	17	1	● (22年度)		
	24	22	真 砂	東関東 自動車道 (国道14 /357号)	支障なし	5	32	33	22	29	4	67	69	50	62	4	○	○	×	1	14	2	● (23年度)	後背地の一般局である真砂公園とのデータの関係を見るため 優先的に設置。	
	25	25	検 見 川		支障なし	5	30	30	20	27	2	65	68	44	59	1	○	○	○	0	8	6			
	26	26	宮 野 木		支障なし	5	28	31	21	27	2	62	71	48	60	1	○	○	○	0	8	6			
27	27	幕 張 西	支障なし		5	25	22	20	22	1	78	60	47	62	2	○	○	×	1	9	5				

●評価点の算出について

※1	屋上に係る設置に支障がないものを5点、やや支障のあるものを2点としている。
※2	過去3年間(19～21年度)の年平均値(単位:μg/m ³)を平均した値(小数第1位四捨五入)に応じた相対的な評価点(測定局の種別ごとの最低値から最高値までに1～3点を比例的に配分)を与えるとともに、21年度の数値が22μg/m ³ 以上の場合はさらに2点を加えている(小数第1位四捨五入)。
※3	過去3年間(19～21年度)の2%除外値(単位:μg/m ³)を平均した値(小数第1位四捨五入)に応じた相対的な評価点(測定局の種別ごとの最低値から最高値までに1～3点を比例的に配分)を与えるとともに、21年度の数値が50μg/m ³ 以上の場合はさらに2点を加えている(小数第1位四捨五入)。
※4	過去3年間(19～21年度)のSPM環境基準(短期的評価)を達成した年度を○、達成しなかった年度を×とし、3年間とも達成しなかったものを5点、2年間達成しなかったものを3点、1年間達成しなかったものを2点、3年間達成したものを0点として評価点を与えている。長期的評価については、過去3年間すべての測定局で達成しているため省略。
※5	中央区の主要な固定発生源に近いものを5点又は4点、比較的近いものを3点、後背地にあたるものを1点としている。

※6	新規に設置するものを●、すでに設置しているものを○で表している。()内は整備予定年度を表しており、優先順位については、基本的に各区1局として全体評価が高いものから決定している(中央区は2局)。
----	---

市民意見募集の実施結果の概要及び意見に対する考え方

1 意見募集期間 平成22年8月16日(月)～平成22年8月31日(火)

2 募集方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、持参

3 募集結果

(1) 意見提出者数 3人 (2) 提出意見数 4件

4 意見の概要及び考え方

項目	意 見	考 え 方
測定局 の統廃 合 (ダイ オキシ ン類)	「ダイオキシシン…ごみ焼却による燃焼などにより副生成物として発生する有害物質。発がんを促進する作用などがあるといわれる。」と記されているが、市のごみ焼却場(北谷津清掃工場、北清掃工場、新港クリーン・エネルギーセンター)から出る大気の監視を意識してダイオキシシン類常時監視体制(設置場所)が決められていないように思われる。 ごみ焼却場の3か所を考慮し、測定地点を増やさないことを前提にすると、ダイオキシシン類測定候補地は次のようになる(焼却場から南北に1か所ずつ必要)。 (1) 北谷津清掃工場近辺 千城台北小学校、千葉市農政センター、大宮小学校 (2) 北清掃工場近辺 宮野木、花見川第一小学校、山王小学校 (3) 新港クリーン・エネルギーセンター近辺 千葉市役所自排、真砂公園	御意見のとおり、清掃工場は、ダイオキシシン類の主要な発生源の一つである。 各清掃工場においては、ダイオキシシン類の排出を抑制するための処理施設が導入され、排ガスの定期測定が実施されている。排ガス中のダイオキシシン類の測定結果は、毎年公表されている(現在稼働中の焼却炉はいずれも基準値以下)。 一方、ダイオキシシン類の一般環境大気中の濃度は、法規制等の効果により、低減傾向にあり、環境基準に適合している。 このような状況において、測定データの傾向、市民の方へのわかりやすい情報提供を続けるといった観点から、市域全体を監視するために各行政区に1地点ずつ、計6地点を選定したものである。清掃工場の南北方向の測定地点を1か所ずつ存続させるのも有効な考え方の一つであるが、今般の選定は、市内に清掃工場のほかにも発生源が点在している(平成21年度末現在の市内大気基準適用施設:39事業所55施設。21年度はすべて大気排出基準に適合している。)状況を考慮したものである。また、御意見の測定候補地の一般環境大気中の濃度も低減している状況にある。 なお、御意見のあった各清掃工場近辺の測定地点については、北谷津清掃工場(若葉区)近辺は千城台北小学校(若葉区)を、北清掃工場(花見川区)近辺は花見川第一小学校(花見川区)及び山王小学校(稲毛区)を、新港クリーン・エネルギーセンター(美浜区)近辺は真砂公園(美浜区)を、それぞれ存続させることとしている。
測定局 の統廃 合 (自排 局)	自動車排出ガス測定局は、測定局番号で21～27番までで7か所ある。25番検見川(花見川区検見川町3-370-22)(検見川自排)と22番真砂(美浜区真砂5-1)(真砂自排)は近接地点にあるが、国道14号には真砂自排の方が走行自動車から近く、SPM濃度も検見川自排より高い実績データが出ているので、検見川自排は不要と思われる。 花見川区内で交通渋滞が出るのは国道16号のこてはし台入口からスポーツセンターまで	検見川自排は、廃止可能な測定局として位置付けているところである。 こてはし台入口からスポーツセンターまでの間の国道16号の自動車排出ガスによる汚染状況については、千葉県総合スポーツセンター(稲毛区天台町323)脇の国道16号沿道において、約30年間、約3週間の短期測定(各年度1回)を実施した経緯があり、直近10年度分(平成7年度～16年度)の結果(期間平均値)では、短期測定であるために環境基準

	で（東関東自動車道と京葉道路の出入口がある）、京葉道路に沿った国道 16 号では車の流れはスムーズである。国道 16 号と京葉道路に沿った地点での測定局として 24 番千草（稲毛区千草台 2-1359-1）（千草自排）で代表しようとしている。しかし、沿線住民への環境汚染影響は、高い位置を走行する高速道路からよりは住居地と同じ高さを走行する国道 16 号からの方が大きい。スムーズに流れている千草自排より、こてはし台入口からスポーツセンターまでの間の渋滞地域沿線に測定局を新設する必要があると思われる（検見川自排を廃止して）。	の評価はできないものの、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）及び一酸化炭素（CO）に係る環境基準の数値（1 日平均値）を下回っている。 また、国道 16 号沿道（稲毛区園生町 384 付近）における自動車交通量は、16 年度は約 53,000 台、21 年度は約 45,000 台と減少している。 一方、千草自排の監視対象である国道 16 号・京葉道路並行区間の自動車交通量は、21 年度は約 111,000 台である。 御意見のとおり、こてはし台入口からスポーツセンターまでの間の国道 16 号における交通渋滞による影響は無視できないが、上記のような状況を考慮し、今後も、自動車交通量の多い千草自排において、国道 16 号・京葉道路並行区間による汚染状況を監視していくこととしたものである。
測定局の統廃合（一般局）	美浜区は真砂公園、幕張西自排の 2 か所になっているが、美浜区高浜南団地においては、ベランダの手すりを毎日拭いているが、黒い灰のようなものが積もっており、タオルに付着する。昭和 55 年に引っ越してきた時にはこのような現象はなかったが、千葉港付近に焼却所ができてから、夜、たまに異臭がある。風向きによっても違うが、高浜付近は大気汚染が進んでいると思われるので、測定箇所を追加し、監視をお願いしたい。	美浜区には真砂公園、真砂自排及び幕張西自排の 3 か所の測定局があり、このうち真砂公園及び真砂自排の 2 か所の測定局を存続させる予定としている。 御意見の焼却所と思われる新港清掃工場については、昭和 49 年に旧工場（現在解体・撤去済み）が設置され、平成 14 年からは新工場が稼働しているが、新工場の方が旧工場よりも排出基準が厳しく、排ガス処理設備も新しいため、清掃工場からの大気環境への負荷は低減しているものと考えられる。測定局の新設については現在のところ考えていないが、灰や異臭などの大気汚染・悪臭事案については、案件ごとに調査し、必要に応じて指導を行っていく。
全般	見直しの背景に述べられている、光化学オキシダントを除いて概ね継続的に環境基準を満足しているとの判断に同意する。 このことから、監視体制の見直しをはかること、光化学オキシダントの監視の強化をはかること、微小粒子状物質の監視の開始をはかることに賛成する。 ただし、大気汚染状況の常時監視体制を行っていること、監視には相当額の経費がかかっていること等が市民に周知される機会がほとんどないことは残念であり、改善すべき事項である。 また、千葉県ホームページでの観測値速報体制とのリンクも周知されておらず、これらは千葉県と協力されて、改善を期待するものである。	御意見のとおり、測定局の統廃合、光化学オキシダントの監視強化及び微小粒子状物質の新たな監視を行うことが必要であると考えている。 また、常時監視体制の仕組みや大気汚染の状況等については、御意見のとおり、ホームページの見直しを行うなど、よりわかりやすい形で市民に情報提供していくための検討を行い、周知を図っていく必要がある。

大気環境保全専門委員会 委員名簿

平成22年9月24日現在

氏 名	所属・役職	備 考
たつもと ひで き 立 本 英 機	千葉大学名誉教授	委員長（部会委員）
おかもと しん いち 岡 本 眞 一	東京情報大学総合情報学部教授	副委員長（部会委員）
こ ばやし えつ こ 小 林 悦 子	了徳寺大学講師	部会委員
く ぜ ひろ あき 久 世 宏 明	千葉大学環境リモートセンシング 研究センター教授	臨時委員
ない とう すえ かず 内 藤 季 和	千葉県環境研究センター主席研究員	

※部会委員…千葉市環境審議会環境保全計画推進部会の部会長が同部会に属する委員の中から指名する委員

審 議 経 過

第1回 平成22年6月18日（金）

- 議題（1）委員長及び副委員長の選出について
 （2）大気環境保全専門委員会における調査研究事項について
 （3）大気汚染状況の常時監視に係る動向及び現状について
 ア 現行の常時監視体制について
 イ 微小粒子状物質の常時監視の開始について
 ウ 千葉市の大気汚染状況について
 （4）今後の効果的な大気汚染状況の常時監視体制の考え方について
 （5）その他

第2回 平成22年7月16日（金）

- 議題（1）今後の効果的な大気汚染状況の常時監視体制について
 ア 第1回専門委員会において出された意見について
 イ 微小粒子状物質の測定地点の選定等
 ウ 現行の常時監視体制の見直し
 エ 今後の常時監視体制について
 （2）その他

第3回 平成22年8月12日（木）

- 議題（1）今後の効果的な大気汚染状況の常時監視体制について
 ア 平成21年度大気汚染状況常時監視結果について
 イ 第2回専門委員会資料に対する意見について
 ウ 市民意見募集の実施について
 （2）その他

第4回 平成22年9月24日（金）

- 議題（1）今後の効果的な大気汚染状況の常時監視体制について
 ア 市民意見募集の実施結果について
 イ 答申案の取りまとめについて
 （2）その他